

秋田県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和元年10月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	十文字羽後鳥海線	雄勝郡羽後町足田字泉田45番12から同町字西新成139番地先まで	6.00～15.89	1.105
県道	新	十文字羽後鳥海線	A 雄勝郡羽後町足田字泉田45番12から同町字西新成139番地先まで	6.00～15.89	1.105
			B 雄勝郡羽後町字西新成45番16から344番2まで	14.50～26.00	1.002

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

秋田県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和元年10月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
一般国道	旧	398号	雄勝郡羽後町字西新成341番地先から新町字塩出133番地先まで	5.52～15.89	2.876
一般国道	新	398号	A 雄勝郡羽後町字西新成341番地先から新町字塩出133番地先まで	5.52～15.89	2.876
			B 雄勝郡羽後町字西新成344番地先から新町字町尻118番2地先まで	14.50～34.28	2.848

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）